

告示

埼玉県告示第八百三十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県さいたま市中央区上落合一丁目一番五号	有限会社将和
埼玉県さいたま市見沼区春岡三丁目四十七番地九	早川 崇
埼玉県上尾市大字堤崎四百四十三番地十一	浦本 美洋子
埼玉県狭山市大字下奥富二千二百四十四番地の二	山口 敬人
埼玉県富士見市鶴馬二丁目六番六号	安部 忠晃
埼玉県越谷市花田二丁目十四番地十七	篠崎 利行
埼玉県久喜市栗原一丁目四番地八 シヤルマンドミール一〇二号	矢野 正敏
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室千五百三十七番地一	株式会社カミジマ
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針五百六十八番地二十一	鈴木 恒洋
埼玉県入間郡毛呂山町目白台二丁目十五番地二十九	黒川 功太

二 指定年月日

平成二十七年七月七日